

三種混合予防接種説明書

(ジフテリア・百日せき・破傷風)

【対象者】

生後2月から生後90月に至るまで（7歳6か月になる前日まで）の間にあるお子さん
※三種混合ワクチンで接種を開始し、接種が完了していないお子さん

【標準的な接種時期と接種回数】

1期初回接種：生後2月から生後12月に達するまでの期間に、20日から56日までの間隔をあけて皮下に3回

1期追加接種：初回接種（3回）終了後、12月から18月の間隔をあけて皮下に1回

【接種間隔】

定められた間隔をあけずに接種した場合、公費助成の対象になりません。



注意!!
1か月の間隔をあけるとは、翌月の同日以降を指します。1か月＝4週間ではありません。
例)1月5日から1か月の間隔後は2月5日
1月31日から1か月の間隔後は3月1日

※1期初回（3回）を確実にいき、基礎免疫をつくっておくことが大切です。

1期追加や2期（小学6年生での二種混合〔ジフテリア・破傷風〕ワクチン）を接種することで予防効果が持続します。

※確実な免疫をつくるには、幼児期に決められた接種間隔で受けることが大切です。

【受け方】

- ・接種場所：市内協力医療機関（別紙一覧）…必ず予約してください。
- ・料 金：無 料
- ・持 ち 物：母子健康手帳、予診票（ご記入のうえ）、
マイナンバーカード（またはこども医療費受給資格者証）
委任状（保護者が同伴できない場合）

※栃木市から転出をした場合、栃木市発行の予診票は使用できません。

※市外の医療機関で接種を希望する場合は、事前に健康増進課までご相談ください。

ジフテリア・百日せき・破傷風とは

ジフテリア

ジフテリア菌により発生する病気です。主に気道の分泌物によってうつり、喉などに感染して毒素を放出します。この毒素が心臓の筋肉や神経に作用することで、眼球や横隔膜（呼吸に必要な筋肉）などの麻痺、心不全等をきたして、重篤になる場合や亡くなってしまう場合があります。

百日せき

百日せきは百日咳菌によって発生します。名前のおり激しい咳をともなう病気で、一歳以下の乳児、とくに生後6ヵ月以下の子どもでは亡くなってしまうこともあります。主に気道の分泌物によってうつり、咳のために乳幼児では呼吸ができなくなるために全身が青紫色になってしまうこと（チアノーゼ）やけいれんを起こすことがあります。また、窒息や肺炎等の合併症が致命的となる場合があります。

破傷風

破傷風菌は、世界中の土壌に存在しています。主に傷口に入り込んで感染を起こし、毒素を通してさまざまな神経に作用します。口が開き難い、顎が疲れるといった症状に始まり、歩行や排尿・排便の障害などを経て、最後には全身の筋肉が固くなって体を弓のように反り返らせたり、息ができなくなったりし、亡くなることもあります。

ワクチンの副反応

注射部位の副反応としては、紅斑（皮膚の赤み）、腫張（はれ）、そう痒感、疼痛、熱感、硬結（しこり）等があります。注射部位以外の副反応としては、発熱、下痢、鼻水、咳、発疹、嘔吐等があります。まれにあらわれる重大な副反応としては、ショック、アナフィラキシー、血小板減少性紫斑病、脳症、けいれん等があります。

【受ける前の注意点】

- ① 予防接種の説明書や「予防接種と子どもの健康（小冊子）」をよく読み、必要性や副反応等について充分ご理解ください。
- ② 当日は、お子さんの体や衣服を清潔にしてください。
- ③ 当日は朝から、お子さんの状態をよく観察しふだんと変わったところがないか確認してください。
なお、検温は接種場所で行いますが、できれば数日前から体温を計り健康状態をチェックしておくといでしょう。少しでもお子さんの体調に不安がある場合は、予防接種を見合わせてください。
- ④ お子さんの体調等がよく分かる保護者（父母又は未成年後見人）の方がお連れください。

【受けることができない場合】

- ①明らかに発熱している場合（37.5度以上）
- ②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合
- ③その日に受ける予防接種の接種液の成分で、アナフィラキシーを起こしたことがあることが明らかな場合
- ④その他、医師が不適切な状態と判断した場合

【医師とよく相談しなくてはならない場合】

- ①心臓病、腎臓病、肝臓病、血液の病気や発育障害などで治療を受けている場合
- ②予防接種で、接種後2日以内に発熱の見られた場合及び発しん、じんましんなどのアレルギーと思われる異常があった場合
- ③過去にけいれん（ひきつけ）を起こしたことがある場合
- ④過去に免疫不全の診断がなされている場合や、近親者に先天性免疫不全症の方がいる場合
- ⑤その日に受けるワクチンの成分（抗菌薬、安定剤なども含む）に対してアレルギーがある場合
- ⑥麻疹、風しん、おたふくかぜ、水痘、手足口病、伝染性紅斑、突発性発しん等にかかり、治ってから4週間以上たっていない場合
- ⑦周囲(家族・友達など)に、感染症の病気（麻疹・おたふくかぜ・風しん・水痘など）にかかっている人がいる場合
- ⑧風邪などのひきはじめと思われる場合。体調の悪い時はなるべく見合わせましょう。

【予防接種を受けた後の注意】

予防接種を受けた後30分間くらいは、お子さんの様子に注意してください。急な副反応は、この間に起こることがあります。

- ・安 静 … 接種当日は安静にして、激しい運動はひかえてください。
- ・入 浴 … 入浴は差しつかえありませんが、接種した部位はこすらないでください。
熱があるようでしたらひかえましょう。
- ・副反応… 接種後1週間は、副反応の出現にご注意ください。接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。

【予防接種による健康被害救済制度について】

予防接種法に基づく定期予防接種によってひき起された副反応により、医療機関で治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害が残ったりした時は、その予防接種と因果関係がある旨を厚生労働大臣が認定した場合、国の定める医療費・医療手当・障害年金等の給付を受けることができます。

給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師や健康増進課へご相談ください。

【お知らせ】

- ・接種期間を過ぎると任意の接種（全額自己負担）となりますので、ご注意ください。
- ・長期にわたる疾病等により、生後90月に至るまで（7歳6か月になる前日まで）の間に三種混合の予防接種を受けることが難しい場合は健康増進課までご連絡ください。



お問合せ先 保健福祉部 健康増進課 感染症対策係 TEL (0282) 25-3512
栃木市今泉町2-1-40 (栃木保健福祉センター内)